

中小企業信用保険法第2条第5項第5号（売上高減少）に基づく認定について

この認定は、国が定める要件に基づき、大阪市長が行うもので、セーフティネット保証制度の利用資格となっています。

【認定要件】

次の「①～③の要件をすべて満たすこと」が必要です。

①大阪市内に事業所を有すること。（注1）

②経済産業大臣の指定する業種を営んでいること。

③企業全体の最近3か月間（注2）の売上高が前年同期比で5%以上減少していること。

（注1）法人の場合：登記上の住所地又は事業実態のある事業所が大阪市内にあること。

個人事業主の場合：事業実態のある事業所が大阪市内にあること。

（注2）最近3か月間：申請日の属する月の直前の3か月間を対象期間とします。

例）5月に申請する場合は、2・3・4月（ただし、4月が未集計の場合のみ、1・2・3月でも可）

【申請について】

- ・大阪市内では、指定業種のみを営んでいる事業者の方を対象に、令和2年6月1日から郵送による認定受付を開始しております。
- ・指定業種と指定外の業種の両方を営んでいる方につきましては、来館による申請のみとなり、郵送での申請は受付けておりません。（指定業種の売上とそれ以外の売上をヒアリングにより確定する必要があるため。）

【認定期間】

経済産業大臣が指定する期間

⇒令和3年2月1日～令和3年6月30日【令和3年1月19日告示】

【認定申請時の提出書類】

提出書類	説明
○認定申請書 ○添付資料（計算書）	大阪市ホームページからダウンロードしてください。 ※ 大阪産業創造館2階にも設置しています
○大阪市内に事業所を有することが確認できる書類 → 要件①を確認します ※コピーをご提出ください。	次の書類のいずれかで、申請書記載の「大阪市内の事業所所在地」「企業名」「代表者名」が確認できるもの。 ○法人の場合：・履歴事項全部証明書（3か月以内のもの） ○個人の場合：・確定申告書【第一表】（※） ・許認可証（代表者名が確認できない場合は確定申告書を添付ください。） ※確定申告書は、直近のもので、税務署受付日が確認できるものがが必要です。
○営んでいる事業が指定業種に属することを確認できる書類 → 要件②を確認します	取り扱っている製品・商品・サービスなど事業内容を確認できる書類 （パンフレット、許認可証、会社ホームページ等）
○各月売上高の確認書類 「月別売上表」（大阪市所定様式） → 要件③を確認します	大阪市ホームページからダウンロードしてください。 ※ 大阪産業創造館2階にも設置しています

【ご注意】

- ・認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。
- ・本認定に関しては指定期間が定められていますので、指定期間中に認定書を取得してください。
- ・申請書の有効期間は、認定日から起算して30日です。
- ・認定後に認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。

【お問合せ先】

大阪市経済戦略局 産業振興部 企業支援課（金融担当）（電話：06-6264-9844）

〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館2階